

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられ、地方消費税率についても100分の25（消費税5%のうち1%）から63分の17（消費税8%のうち1.7%）に引き上げられました。また、令和元年10月1日より消費税率が10%へ引き上げられ、地方消費税率についても78分の22（消費税10%のうち2.2%）へ引き上げられました。

これに伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充当します。

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

予算科目			内容	予算額
7款 地方消費税 交付金	1項 地方消費税 交付金	1目 地方消費税交付金	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	383,000
計				383,000

歳出

(単位：千円)

予算科目			事業費	財源内訳			地方消費税交 付金（社会保 障財源化分） 充当可能経費
				国県支出金	その他	一般財源	
3款 民生費	1項 社会福祉費	1目 社会福祉総務費	223,719	86,665		137,054	137,054
		3目 障害者福祉費	167,673	38,182	12,177	117,314	117,314
		4目 老人福祉費	669,326	132,608	17,926	518,792	518,792
		6目 障害者自立支援費	650,187	488,900		161,287	161,287
	2項 児童福祉費	2目 児童手当費	623,535	529,391		94,144	94,144
		3目 母子福祉費	322,663	83,466	8,600	230,597	230,597
		7目 児童発達支援費	224,812	168,609		56,203	56,203
	4項 災害救助費	1目 災害救助費	1,452			1,452	1,452
4款 衛生費	1項 保健衛生費	1目 保健衛生総務費	210			210	210
		2目 予防費	16,660	170		16,490	16,490
計			2,900,237	1,527,991	38,703	1,333,543	1,333,543

※1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、地方消費税交付金の予算額（731,000千円）の21分の11に相当する額

※2 歳出事業費は扶助費、繰出金に要する経費